

令和2年度 行政監査実施結果（自然災害等に係る安全対策）

令和2年度行政監査は、『大規模災害等に対する県有施設の安全対策について』をテーマとし、「新型コロナウイルス感染症に係る安全対策」及び「地震や富士山噴火など自然災害等に係る安全対策」の2回に分けて監査を実施した。

「自然災害等に係る安全対策」について監査を実施した結果は、次のとおりであった。

第1 監査の概要

1 テーマ

大規模災害等に対する県有施設の安全対策について

2 目的

近年、全国各地で大規模地震や豪雨などの災害が頻発し、本県においても、ゲリラ豪雨や今年の台風19号など異常気象による災害が発生している。さらには大規模地震や富士山噴火の発生が危惧されるなど、災害がいつ起きてもおかしくない状況にある。また、新型コロナウイルス感染症は依然として散発的に確認されており、今後、感染拡大の第2波、第3波が懸念される場所である。

災害等の発生時に施設利用者や職員の安全を確保し、被害の拡大を防ぐためには、日頃からの点検や予防など、施設における安全対策は喫緊の課題である。

このため、本県の県有施設における利用者等の安全対策の取組状況について検証し、今後の適切な管理に資するため、監査を実施することとした。

3 監査の着眼点

- (1) 施設の安全点検は行われているか
- (2) 施設利用者等の安全対策はなされているか
- (3) 安全に対する施設職員の意識醸成は図られているか

4 対象事務及び対象施設・対象機関

(1) 監査対象事務

監査対象施設における安全対策の取組状況

(2) 監査対象施設

次に掲げる施設のうち、広く県民が利用する48施設（※（別表）監査対象施設一覧）を監査対象施設とする。

- ① 県公共施設等総合管理計画における分類が次に該当する県有施設のうち、原則、延べ床面積3,000㎡以上の施設（指定管理導入施設を含む）

大分類	中分類
I 県民利用施設	1 文化・社会教育系施設、2 スポーツ・レクリエーション系施設、3 産業振興系施設、4 学校教育系施設※、5 保健福祉系施設、7 その他県民利用施設
II 行政施設	1 行政系施設、2 警察施設

※ I 県民利用施設－4 学校教育系施設のうち、高等学校及び特別支援学校は除く

②高等学校及び特別支援学校のうち、地域バランス、学校規模（児童・生徒数）を考慮し、圏域毎に選定した施設

③その他必要と認められる施設

(3) 監査対象機関

監査対象施設を直接管理する機関及び指定管理導入施設を所管する機関

※指定管理者を除く

5 実施期間

令和2年9月～令和3年1月

6 実施方法

監査対象施設における建築基準法等に基づく点検の実施状況等に係る調書の提出を求め書面監査を行うとともに、4施設に対し実地監査により関係職員からの聴取を行い、点検状況等を確認した。

※基準日：令和2年7月1日（点検や訓練の実施状況は令和元年度）

第2 監査の結果

1 建築基準法に基づく点検について

(1) 建築物の点検について

建築基準法第12条第2項の規定に基づき、特定建築物（公会堂、集会場、病院、診療所、共同住宅、寄宿舍、学校、展示場、自動車車庫などの用途で、その用途に供する部分の床面積の合計が100㎡（※1）を超えるもの、事務所等の建築物で階数が5以上でかつ延べ面積が1,000㎡を超えるもの（※2））の管理者である都道府県の機関の長は、原則として3年以内ごとに一級建築士若しくは二級建築士等の有資格者による建物等の損傷、腐食、その他の劣化の状況の点検を実施しなければならないこととされている。

【令和元年6月25日施行】

※1：200㎡

※2：階数が3以上又は地階にあるものでその用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下のもの及び事務所等の建築物で階数が5以上でかつ延べ面積が1,000㎡を超えるもの

ア 建築基準法に基づく定期点検を実施しなければならない建築物の該当状況

項目	施設数
該当する	34
一部の棟が該当する	10
該当しない	4

イ 定期点検の実施状況（※令和元年度の実施状況）

項目	施設数
実施した (営繕課又は学校施設課が点検を実施した場合も含む)	29
一部のみ実施	1
実施していない	14

ウ 定期点検を実施していない（一部のみ実施を含む）理由

項目	施設数
直近3年間(平成28年度から30年度)の間に定期点検を実施した	10
建築基準法施行規則第5条の2第2項の規定に該当し、検査済証の交付を受けた日から起算して6年以内の施設である	3
実施しなければならないことを知らなかった	0
実施しなければならないことは知っていたが、これまでも行っていなかった	0
その他	2

「その他」は、上記項目の「直近3年間の間に定期点検を実施した及び建築基準法施行規則第5条の2第2項の規定に該当し、検査済証の交付を受けた日から起算して6年以内の施設であるの双方に該当する棟がある」、また「建築基準法第18条第24項に基づく仮

使用の状況であり、定期点検の対象とならない」ものであった。

(2) 建築設備等の点検について

建築基準法第12条第4項の規定に基づき、特定建築設備等（換気設備、排煙設備、非常用照明装置、防火設備など）の管理者である都道府県の機関の長は、原則として1年以内ごとに、一級建築士若しくは二級建築士等の有資格者による建築設備等の損傷、腐食、その他の劣化の状況の点検を実施しなければならないこととされている。

ア 建築基準法に基づく建築設備等の定期点検を実施しなければならない施設の該当状況

項目	施設数
該当する設備がある	47
該当する設備はない	1

イ 建築設備等の定期点検の実施状況（※令和元年度の実施状況）

項目	施設数
全て実施した	43
一部のみ実施	0
実施していない	4

ウ 建築設備等の定期点検を実施していない理由

項目	施設数
建築基準法施行規則第6条の2第2項の規定に該当し、検査済証の交付を受けた日から起算して2年（ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については6年）以内の設備である	3
実施しなければならないことを知らなかった	0
実施しなければならないことは知っていたが、これまでも行っていなかった	0
その他	1

「その他」は、「建築基準法第18条第24項に基づく仮使用の状況であり、定期点検の対象とならない」ものであった。

2 消防法に基づく点検等について

(1) 消防法に基づく防火管理について

消防法第8条第1項の規定により、多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物の管理について権原を有する者は、一定の資格を有する者のうちから定めた防火管理者に、消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせなければならないこととされている。

防火管理者を定めなければならない施設は、消防法施行令第1条の2第3項の規定により、公会堂、集会場、特別支援学校等は収容人員が30人以上、寄宿舎、高等学校、図書館等は収容人員が50人以上のものなどが対象とされている。

防火管理者は、消防法施行令第3条の2第1項の規定により、消防計画を作成し、所轄消防長又は消防署長へ届け出をしなければならないこととされている。

ア 防火管理者を定め、消防計画の作成等が必要な施設の該当状況

項目	施設数
該当する(一部該当する場合も含む)	48
該当しない	0

イ 防火管理者の届出状況

項目	施設数
防火管理者を定め、届出をしている	44
防火管理者を定めたが、届出はしていない	1
防火管理者を定めていない	3

「防火管理者を定めていない」理由は、「新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け防火管理講習が開催されず、資格保有者が不在となったため」であった。

ウ 消防計画の作成及び届出状況

項目	施設数
消防計画を作成し、届出をしている	44
消防計画を作成したが、届出はしていない	4
消防計画を作成していない	0

上記イで「防火管理者を定めたが、届出はしていない」、ウで「消防計画を作成したが、届出をしていない」1施設は、平成30年度に防火管理者の変更を届け出た際に、消防署から防火管理者だけでなく防災管理者の選任も必要である旨の指導を受け、防災管理者が選任されていなかったことから、防火管理者の変更届及び消防計画が受理されなかった。その後令和2年12月まで防災管理者を選任しておらず、消防署への防火管理者・防災管理者、消防計画の届出も行われていないことを確認した。

また、監査基準日にイで「防火管理者を定めていない」であり、ウで「消防計画を作成したが、届出はしていない」3施設のうち1施設は、その後の聞き取りにおいても、防火管理者を選任しておらず、消防計画の届出が行われていなかった。残り2施設は、その後、講習を受講して防火管理者を定め、消防計画の届出が行われたことを確認した。

(2) 消防用設備等の点検について

消防法第17条の3の3の規定により、消防用設備等又は特殊消防用設備等について、定期に点検を実施し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならないとされている。

ア 消防用設備等の点検を実施しなければならない施設の該当状況

項目	施設数
該当する設備がある	48
該当する設備はない	0

イ 消防用設備等点検の実施状況（※令和元年度の実施状況）

項目	施設数
実施した	45
一部のみ実施	0
実施していない	3

ウ 消防用設備等点検を実施していない理由

項目	施設数
消防用設備等点検を実施しなければならないことを知らなかった	0
消防用設備等点検を実施しなければならないことは知っていたが、これまでも行っていない	0
その他	3

「その他」は、「令和2年3月に竣工した」、「令和2年4月に開校した」ものであり、令和元年には点検の対象とならない施設であった。

エ 消防用設備等点検を実施した結果、改善事項の有無の状況

項目	施設数
改善を要する事項が確認された	31
改善を要する事項は確認されなかった	14

オ 消防用設備等点検の結果、改善を要する事項が確認された施設の改善状況

項目	施設数
全て改善済み	22
一部未改善	8
未改善	1

調書提出後の聞き取りにおいて、「一部未改善」の8施設のうち4施設、「未改善」の1施設は全て改善されたことを確認したが、残りの4施設は「予算の確保に時間を要している」、「予算執行の優先順位付けを行う中で対応できていない」、「不具合の原因を解明中」の理由により未改善であることを確認した。

(3) 特定防火対象物及び非特定防火対象物の消防訓練の実施状況

防火対象物は、多数の者が出入りするものとして公会堂、特別支援学校等を特定防火対象物、それ以外の寄宿舎、高等学校、図書館等が非特定防火対象物とされている。

防火管理者は、消防法施行令第3条の2第2項の規定により、消防計画に基づき消火、通報及び避難の訓練を実施しなければならないとされている。

なお、特定防火対象物の防火管理者は、消防法施行規則第3条第10項の規定により、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施しなければならないこととされているが、非特定防火対象物の防火管理者は、法令で必要回数等は規定されていない。

ア 特定防火対象物又は非特定防火対象物の該当状況

項目	施設数
特定防火対象物に該当する	17
非特定防火対象物に該当する	31
特定防火対象物又は非特定防火対象物どちらにも該当しない	0

イ 特定防火対象物の訓練の実施状況（※令和元年度の実施状況）

項目	施設数
消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施した	11
消火訓練 <u>及び</u> 避難訓練を年1回実施した	3
消火訓練 <u>又は</u> 避難訓練を年1回実施した	1
実施していない	2

上記イで「消火訓練又は避難訓練を年1回実施した」1施設は、「消火訓練は行う場所がなく実施せず、また避難訓練は授業の都合から年1回としてきた」ものであった。

また、「消火訓練及び避難訓練を年1回実施した」3施設については、「新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した」ものであった。

なお、訓練を「実施していない」2施設は、「令和2年3月に竣工した」、「令和2年4月に開校した」ものであり、令和2年度から訓練を実施する施設であった。

ウ 非特定防火対象物の訓練の実施状況（※令和元年度の実施状況）

項目	施設数
消防計画に記載した内容(回数を含めて)のとおり訓練を実施した	19
消防計画に記載した内容のうち、一部の訓練を実施していない	7
実施していない	5

「実施していない」施設については、「天候や業務の都合により日程の確保ができなかった」や「新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した」などで、「消防計画に記載した内容のうち、一部の訓練を実施していない」施設については、「新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した」や「天候不良により中止した」などであった。

3 自然災害に対する対応について

(1) 地震に係る取組について

ア 共用スペースや執務室等(※)に設置している備品等(TV、パソコン、什器、ラック、書棚等)の転倒、落下防止対策の実施状況

※「共用スペースや執務室等」には、県民利用施設における県民利用スペースも含めて回答し、倉庫や車庫、学校の体育館は回答対象外。

項目	施設数
全て対策済み	7
一部(概ね20%)の対策をしていない	16
一部(概ね50%)の対策をしていない	20
一部(概ね80%)の対策をしていない	5
対策を全くしていない	0
対象となる備品等がない	0

イ 「一部(概ね20%~80%)の対策をしていない」理由(複数選択可)

項目	施設数
優先順位を付けるなど、計画的に対策を行っている	25
費用がかかり、予算等の確保が困難	12
対策を行う時間的余裕がない	3
一時的な保管・設置のための備品	2
その他	9

「その他」の理由の主なものは、「転倒や落下しても危険が少ない大きさ・高さである」、「常時人が配置されている場所ではなく、万が一倒れても危険は少ないとの判断である」、「研究用の備品が多く、その特殊性から一般的な転倒・落下対策を行うことは困難であるが、備品(機器)が大きく、重量があるため対策は不要と考えられる」などであった。

(2) 洪水浸水想定区域内における安全対策について

水防法第14条第1項により都道府県知事等は、同法の規定により指定した河川が想定し得る最大規模の降雨により氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとされている。平成29年6月に同法が改正され、第15条第1項第4号により、市町村防災会議は、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる場合には、市町村地域防災計画に施設の名称及び所在地を定めるものとされている。また、同法第15条の3第1項により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、第5項により、計画に定めるところにより訓練を行わなければならないとされている。

ア 洪水浸水想定区域への該当状況

項目	施設数
含まれている	18
含まれていない	30

イ 洪水浸水想定区域に含まれている施設の市町村地域防災計画における要配慮者利用施設としての定め状況

項目	施設数
定められている	2
定められていない	16

ウ 洪水浸水想定区域に含まれている施設の洪水時等の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成状況

項目	施設数
作成済み	2(1) ※
作成中	2(1) ※
作成予定	0
作成について検討中	7
作成していない	7

※（ ）内は、イの市町村地域防災計画に要配慮者利用施設として定められた施設の内数

エ 洪水浸水想定区域に含まれている施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施状況

項目	施設数
実施した	0
実施予定	4(2) ※
実施していない	14

※（ ）内は、イの市町村地域防災計画に要配慮者利用施設として定められた施設の内数

上記イの市町村地域防災計画に要配慮者利用施設として定められた2施設のうち、ウの計画は「作成済み」が1施設、「作成中」が1施設、エの訓練は2施設とも「実施予定」であった。

イの市町村地域防災計画に要配慮者利用施設として定めのない16施設におけるウの計画は、「作成済み」又は「作成中」が2施設、「作成について検討中」が7施設、「作成していない」が7施設であり、エの訓練は、「実施予定」が2施設、「実施していない」が14施設であった。

なお、ウの計画を「作成していない」施設については、「洪水発生前に利用者に避難施設等安全な場所への避難を呼びかけるとともに、洪水発生時は近隣の避難場所に利用者を誘導することとしている」、「気象情報により洪水等が想定される場合は休校とする」など、

一部の施設においては計画に代わる対応がとられていた。エの訓練を「実施していない」施設については、「洪水の発生が予想される天候の場合は、防災気象情報に基づき、予め催物の実施の可否を主催者と協議する」、「例年、地震及び火災の発生を想定した訓練を実施しており、洪水発生時等にも応用可能と考える」、「台風等大雨による増水であれば、台風接近時等マニュアルにより状況に応じて事前に利用者への注意喚起、帰宅要請を行い、また、利用中止などの利用制限措置をとる」など、一部の施設においては訓練の実施に代わる対応がとられていた。

(3) 土砂災害警戒区域内における安全対策について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）第7条により、都道府県知事は急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害の発生原因ごとに、指定の区域及び自然現象の種類を定め、土砂災害警戒区域として指定することができることとされている。平成29年6月に同法律が改正され、第8条第1項第4号により、市町村防災会議は、土砂災害警戒区域内に、要配慮者利用施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合に、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、市町村地域防災計画に施設の名称及び所在地を定めるものとされている。また、同法第8条の2第1項により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、第5項により、計画に定めるところにより訓練を行わなければならないこととされている。

ア 土砂災害警戒区域への該当状況

項目	施設数
含まれている	4
含まれていない	44

イ 土砂災害警戒区域に含まれている施設の市町村地域防災計画における要配慮者利用施設としての定め状況

項目	施設数
定められている	0
定められていない	4

ウ 土砂災害警戒区域に含まれている施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成状況

項目	施設数
作成済み	1
作成中	0
作成予定	1
作成について検討中	2
作成していない	0

エ 土砂災害警戒区域に含まれている施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施状況

項目	施設数
実施した	1
実施予定	1
実施していない	2

「実施していない」2施設は、「通報、避難誘導、救助であれば、防災訓練で代替可能」、「避難計画は作成したが、訓練の実施には至っていない」であった。

(4) 富士山噴火における安全対策について

活動火山特別措置法（以下、「活火山法」という。）第5条に基づき、都道府県防災会議は、同法第3条による火山災害警戒地域の指定があったときは、都道府県地域防災計画において活動火山対策の推進に関し必要な事項を定めなければならないこととされている。

また、活火山法第4条に基づき、県は、静岡県、関係市町村、国の関係機関等と想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うための「富士山火山防災対策協議会（以下、「協議会」という。）」を組織し、協議会が策定した「富士山火山広域避難計画」に基づき、「山梨県地域防災計画」において、県民の生命、身体及び財産を火山災害から保護するため、火山に関する知識・防災知識の普及・啓発・教育や防災訓練の実施など、必要な予防・応急対策等を定めている。

なお、「富士山火山広域避難計画」は、「富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成16年）」による火山現象の規模や範囲を基本に策定されているが、富士山に関する各種調査研究により、数々の新たな科学的な知見が得られた結果、これまでの被害想定より火山現象の影響範囲の拡大などが明らかとなったことから、協議会において、平成30年度から富士山ハザードマップの改定作業が進められ、本年度中に改定される予定となっている。

ア 富士山噴火における避難対象エリア（※）への該当状況

項目	施設数
含まれている	10
含まれていない	38

※富士山火山広域避難計画に基づく避難対象エリア及び改定中の富士山ハザードマップ中間報告（R2.3）に基づく溶岩流等の火山現象の想定影響範囲

想定される火山現象は、火砕流、大きな噴石、溶岩流、融雪型火山泥流、降灰後土石流、降灰、小さな噴石であった。

イ 避難対象エリアに含まれている施設の富士山噴火に備えた対策等の実施状況

項目	施設数
実施している	5
検討中	5
実施していない	0

【実施している対策等の主な内容】

- ・スクールバス（1台）と職員の自家用車に分乗した避難計画の作成及び避難計画を基に富士山噴火を想定した避難訓練を実施
- ・複数の避難経路を設置
- ・降灰への対策として、ゴーグルを購入
- ・迅速な避難を可能とするため、燃料が半分以上とにならないよう車両に給油

（地震・洪水浸水・土砂災害・富士山噴火共通）

（5）災害の発生時の対応の検討状況について

ア 利用者（職員を除く）が施設に留まることとなった場合における対応の検討状況

項目	施設数
検討済み	25
検討中	16
検討していない	7

【検討済みの主な内容】

- ・一時待機場所として乾パン・水を備蓄
- ・非常食、飲料水について、利用者・職員分として5日分を備蓄
- ・最小限ではあるが、水・食事・簡易トイレ等の防災セットを生徒数分備蓄
- ・警備防災計画に基づき生徒を保護し、保護者への連絡、引き渡しを実施
- ・学校防災マニュアルに施設待機（宿泊）について定めるとともに、水等を備蓄

4 AEDの設置・管理等について

（1）AEDの適切な管理等の実施について

平成21年4月16日付け厚生労働省通知「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について」において、AEDの設置者は、設置したAEDの日常点検等を実施

する者として「点検担当者」を配置し、日常点検等を実施させること、及び、AEDの点検担当者は、①AED本体のインジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認し、記録すること、②AED本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付け、この記載を基に電極パッドやバッテリーの交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施すること等が求められている。

また、平成27年8月25日付け厚生労働省通知「自動体外式除細動器（AED）設置登録情報の有効活用等について」において、AEDを有効に使用するための表示に係る必要な整備として、AEDが必要な時にAEDを設置している場所にたどり着けるよう、施設の入口においてはステッカーを表示すること、施設内ではAEDの設置場所まで誘導する案内表示を置くことなどの取組をするよう求められている。

なお、AEDの設置場所に関する情報については、一般財団法人日本救急医療財団のホームページ上で公開されており、地域住民等が設置場所を把握でき、必要な時にAEDが迅速に使用できる状況となっている。

ア AEDの設置状況

項目	施設数
設置している	46
設置していない	2

「設置していない」2施設は、「目的外使用許可により設置されている自動販売機にAEDが付帯しているため」、「不特定多数の県民利用が少ないため」であった。

【設置台数】

設置形態	設置台数
購入	68台
リース	40台

イ AEDの点検（インジケータランプの色や表示の確認）の実施状況

項目	施設数
実施している	46
実施していない	0

ウ AEDの点検の頻度

項目	施設数
週1～4回	18
月1～3回	6
年1～数回	13
不定期	9

※各機種により点検の頻度は異なるため、点検頻度の基準はない。

エ AED本体の耐用年数の状況

項目	施設数
耐用年数の期間内である	43
耐用年数を超過している	3

オ AED本体の耐用年数が超過している理由

項目	施設数
耐用年数を確認していなかった	0
耐用年数は確認していたが、予算不足等により未更新	0
その他	3

「その他」の理由は、「現時点で支障なく使用できる状態であることをメーカーに確認済み。予算の状況により年度内の更新を検討中」、「保守点検を行い使用できることを確認し、点検の際に指摘された消耗品（バッテリー、パッド等）は、その都度交換している」であった。

カ AED消耗品（電極パッド、バッテリーなど）の交換時期の明記の状況

項目	施設数
表示ラベルを貼付し、交換時期を明記している	40
表示ラベルを貼付していない	6

「表示ラベルを貼付していない」6施設は、「リース会社で交換時期を管理している」又は「購入時の補償により、交換時期に部品が送付される」、「メーカーのユーザー登録により交換時期に通知される」であった。

キ AEDの設置に係る表示等の状況

項目	施設数
施設内に表示するとともに、全国AEDマップ（（一財）日本救急医療財団ホームページ）に登録済み	17
施設内に表示しているが、全国AEDマップ（（一財）日本救急医療財団ホームページ）には未登録	24
施設内には表示していないが、全国AEDマップ（（一財）日本救急医療財団ホームページ）には登録済	1
施設内に表示しておらず、全国AEDマップにも未登録	4

5 職員の意識の醸成を図る取組について

(1) 危機管理に関する研修など、職員の意識の醸成を図るための取組

項目	施設数
取り組んでいる	43
取り組んでいない	5

【取組の主な内容】

- ・シェイクアウト訓練（緊急地震速報訓練）及び起震車体験を実施
- ・毎月設けているヘルメットの日と称した防災の日にヘルメットをかぶる等の訓練を実施
- ・職員に対する災害対策教養及び非常参集訓練、防災の日（9月1日）における全職員による大震災対策総合訓練を実施
- ・災害時参集訓練、伝達訓練、総合防災情報システムの入力研修
- ・定期に行う児童生徒及び職員を対象とした訓練（避難訓練等）において、事前の全職員による入念な打ち合わせ及び事後の検証・反省を実施
- ・危機管理マニュアルの作成、マニュアルの職員向け研修会、避難訓練を実施
- ・職場懇談会等でディスカッションを実施
- ・消防計画に基づく防災教育訓練時にDVDの放映などを実施
- ・危機管理マニュアルを全職員へ配付し、周知徹底の研修会を実施
- ・防災手帳を作成・配布
- ・自然災害等の対応について周知

第3 監査の実施結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりである。なお、意見の内容については、監査実施機関等に文書で通知し、監査の結果とともに公表する。

1 建築基準法及び消防法に基づく点検等について

当該法令に基づく点検について、点検の対象とならない施設以外、全ての施設で定期的に点検が実施されていた。しかし、消防用設備等点検で確認された改善を要する事項について、順次改善が図られていたが、令和2年12月現在、未改善の施設が確認された。未改善の理由は、予算の確保に時間を要していることなどによるものであるが、広く県民が利用する施設であることに鑑み、関係機関との連携を密にし、速やかに改善されたい。

また、消防法に基づき定めなければならない防火管理者等について、選任されていない施設があった。選任されていない施設においては、防火管理者が届け出ることとされている消防計画の届出が行えないため、速やかに選任されたい。

2 災害等に応じた訓練の実施や対策等の検討について

消防法に基づく訓練について、特定防火対象物においては消防法施行規則に定められた訓練、非特定防火対象物においては各施設が消防計画に定めた訓練を実施しなければならないとされているが、実施していない施設があり、その理由の多くは、新型コロナウイルス感染予防のため中止したものであった。火災が発生した際に職員が冷静かつ迅速な行動が取れるよう、消防署の指導の下、法令又は消防計画に定められた訓練を適正に実施されたい。

水防法に基づく洪水浸水想定区域又は土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に含まれる施設において、避難計画の作成及び訓練を実施している施設は少数であった。水防法及び土砂災害防止法に基づき、市町村地域防災計画に配慮者利用施設として定められた施設においては、法令で定められた避難計画の作成及び訓練の実施について、法令遵守の徹底を図りつつ、配慮を要する施設であることを十分認識し、速やかに対応されたい。避難計画の作成及び訓練の実施が法令で定められていない施設においても、災害時の被害を想定し、避難計画の作成及び訓練の必要性について検討の上、対応されたい。

また、富士山噴火における避難対象エリアに含まれる施設の半数が、噴火に備えた対策等について「検討中」であった。検討中の施設は検討を速め対策を講じられたい。更に、本年度中に予定されている富士山ハザードマップの改定に伴い、新たな対策や対策の更なる見直しの必要がないか、検討されたい。

災害により利用者が施設に留まることとなった場合における対応の検討状況は、全ての監査対象施設のうち16施設が「検討中」、7施設が「検討していない」であった。広く県民が利用する施設であることに鑑み、検討中の施設は検討を速め、未検討の施設はあらゆる状況を想定した対策を検討されたい。

更に、今回監査の対象とした施設のうち、2施設においてAEDが未設置であった。施設管理者がAEDの設置者でない場合、その管理責任が曖昧になることから、施設管理者による設置を検討されたい。また、不特定多数の県民等の出入りが少ない施設においても、救命の事態が発生した場合に備え、施設利用者の安全を確保する観点から、AEDの設置について検討されたい。

3 総括的な意見

今回の監査の対象とした自然災害等に係る安全対策については、全ての監査対象施設において、法令等に基づき概ね適正な対応が行われていたが、一部の施設において不適切な事例が認められた。

監査対象とした施設は広く県民が利用する施設であり、災害発生時等に施設利用者や職員の安全を確保し、被害の拡大防止を図る必要がある。

県有施設の管理において、職員は、施設・設備の点検はもとより、火災や地震等の災害などが発生した際に、利用者の避難誘導、救護活動、初期消火など、発生直後の様々な応急対応に当たり、被害の拡大防止が図れるよう努められたい。

また近年、ゲリラ豪雨や台風など全国各地で異常気象による災害が多数発生していることから、全ての施設において不測の事態に対応できる知識・技術の習得や災害等に対する職員の意識の向上に積極的に取り組み、施設の安全管理等により一層努められたい。

なお、各災害に応じた対策等の検討に当たっては、県有施設における統一的な対応策が示されていないため、各施設が必要に応じた対策が検討できるよう、防災当局又は庁舎管理当局等で連携を図り、指導・助言が行える体制を整えられたい。

(別表) 監査対象施設一覧

No.	施設名称	監査対象機関 (指定管理導入施設においては、施設所管課)
1	県民文化ホール	文化振興・文化財課
2	富士山世界遺産センター	世界遺産富士山課
3	図書館	生涯学習課
4	八ヶ岳少年自然の家	生涯学習課
5	科学館	生涯学習課
6	博物館	博物館
7	美術館	文化振興・文化財課
8	考古博物館	考古博物館
9	文学館	文化振興・文化財課
10	青少年センター	生涯学習課
11	アイメッセ山梨	産業政策課
12	産業技術短期大学校	産業技術短期大学校
13	フラワーセンター	食糧花き水産課
14	宝石美術専門学校	宝石美術専門学校
15	専門学校農業大学校	専門学校農業大学校
16	総合教育センター	総合教育センター
17	育精福祉センター	障害福祉課
18	あけぼの医療福祉センター	障害福祉課
19	男女共同参画推進センター	県民生活総務課
20	消防学校	消防学校
21	本庁舎	財産管理課
22	南都留合同庁舎	富士・東部地域県民センター
23	北巨摩合同庁舎	中北地域県民センター
24	東山梨合同庁舎	峡東地域県民センター
25	東八代合同庁舎	総合県税事務所
26	富士吉田合同庁舎	富士・東部保健福祉事務所
27	森林総合研究所	森林総合研究所
28	福祉プラザ	障害者相談所
29	子どものこころサポートプラザ	中央児童相談所
30	産業技術センター	産業技術センター
31	総合農業技術センター	総合農業技術センター
32	富士山科学研究所	富士山科学研究所
33	山梨県総合交通センター	警察本部運転免許課
34	甲府警察署庁舎	甲府警察署
35	南甲府警察署庁舎	南甲府警察署
36	富士吉田警察署庁舎	富士吉田警察署
37	小瀬スポーツ公園	都市計画課
38	富士北麓公園	都市計画課
39	韮崎工業高等学校	韮崎工業高等学校
40	甲府工業高等学校	甲府工業高等学校
41	うぐいすの杜学園	うぐいすの杜学園
42	青洲高等学校	青洲高等学校
43	笛吹高等学校	笛吹高等学校
44	都留高等学校	都留高等学校
45	都留興譲館高等学校	都留興譲館高等学校
46	吉田高等学校	吉田高等学校
47	富士河口湖高等学校	富士河口湖高等学校
48	ふじざくら支援学校	ふじざくら支援学校